

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
砂川厚生福祉センター	行政財産の使用承認の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。								
	<table><tr><th>種別</th><th>承認数量</th><th>目的</th><th>承認期間</th></tr><tr><td>建物</td><td>1.2㎡</td><td>寄附型自販機設置</td><td>(注) 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで</td></tr></table>	種別	承認数量	目的	承認期間	建物	1.2㎡	寄附型自販機設置	(注) 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。
	種別	承認数量	目的	承認期間						
建物	1.2㎡	寄附型自販機設置	(注) 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで							
(注) 公有財産台帳では、承認期間が「令和6年8月19日から令和7年3月31日まで」のまま放置されていた。										
措置の内容										
検出事項について、公有財産台帳に登載を行った。 検出事項の原因は、担当者が公有財産台帳への登載を失念していたこと及び所属内の確認体制の整備ができていなかったことにある。 再発防止に向け、所属内で今回の検出事項及び大阪府公有財産台帳等処理要領について周知するとともに、定期的に複数職員で公有財産台帳の登載状況の確認を行うこととし、チェック体制の強化を図ることとした。 今後は、関係要領に基づき、適正な事務処理を行う。										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月23日）